

北上市告示乙第18号

北上市最低制限価格制度取扱要領を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。ただし、同日前に公告又は指名通知している建設工事については、なお従前の例による。

令和5年3月9日

北上市長 高橋敏彦

北上市最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事の締結にあたり、公正な競争と、品質及び適正な履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び北上市契約規則第9条(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 最低制限価格を設定する工事等は、競争入札に付する建設工事で設計金額(消費税及び地方消費税を含まない。)が1億円未満のものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3 最低制限価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる。)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の9.2を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる。)とし、当該設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満は切り上げる。)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、北上市営建設工事等指名業者選定委員会規程(平成3年北上市訓令第24号)に規定する北上市営建設工事等指名業者選定委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により最低制限価格を定めることができるものとする。

3 前項において定める最低制限価格は、契約締結後公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第4 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知において、その旨を周知するものとする。

(予定価格書への記載)

第5 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(最低制限価格による判定)

第6 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者と決定するものとする。

2 最低制限価格に満たない入札を行った入札者がいる場合は、当該入札者を失格とする。

(補則)

第7 この要領の実施に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。